別紙２

【公費負担医療費助成制度にかかる提出書類について】

１　公費負担医療費受給状況確認調書

変更の有無にかかわらず事務担当者の確認印を押して必ず提出してください。

（１）記載内容

①　令和５年１０月１日現在、公費負担医療費助成制度に該当している組合員または被扶養者がいる場合に送付しております。

②　受給状況欄は、令和５年１０月１日現在の受給状況となっております。

③「該当」とは…市町村に申請をし、受給者証を交付されている場合。

「非該当」とは…市町村に申請をしたが、所得制限等により非該当となる場合。

（２）記入方法

①　所属所コード、所属所名、電話番号、担当者名を記入願います。

②　確認調書の内容に相違があった場合、二重線で訂正し余白に朱書きで正しく記入願います。

③　受給状況欄が、令和５年１０月１日以降の状況として当てはまっているか確認ください。

④　退職者又は、転出者が記入されている場合、二重線で消してください。

⑤　記載されている組合員の受給状況の確認が終了後、事務担当者確認印を押してください。

２　公費負担医療費助成申告書

上記１の確認調書の受給状況に相違があった場合又は、新たに該当となる方がいる場合に提出してください。

（１）　現在状況欄が「該当」になっているが、受給状況欄が「非該当」となる場合。

・　公費負担医療費非該当申告書

・　非該当通知の写し

※　非該当通知を紛失した場合は、各市町村に再交付を申請してください。

（２）新たに公費負担医療費助成制度に「該当」となり受給者証が交付された場合。

・　公費負担医療費該当申告書

・　受給者証の写し

【公費負担医療費助成制度に係る申告の流れ】

※確認調書に氏名が記載されていない方のみ参考にしてください。

令和５年１０月１日以降
組合員または被扶養者で、居住している市区町村の「乳幼児・こども医療費助成制度」以外の医療費助成制度の申請をしていますか。

→ いいえ → 該当しません。

↓ はい

申請をした医療費助成制度は地方公共団体の条例に基づく医療費助成制度ですか。
・心身障害者医療費助成制度
・母子・父子家庭医療費助成制度　等

※難病医療費助成、特定疾患、小児慢性特定疾患医療費助成、自立支援医療費等の国及び都道府県で制定する条例等による医療費助成制度は対象外です。

→ いいえ → 該当しません。

↓ はい

居住している市区町村から医療費助成制度にかかる受給者証の交付を受けましたか。

→ いいえ → 公費負担医療費助成申告書（非該当）と非該当通知の写しを提出してください。

↓ はい

公費負担医療費助成申告書（該当）と受給者証の写しを提出してください。
※　既に、該当申告書を提出している場合は提出不要です。

タンキちゃん